



## 目次

- [背景](#)
- [サステナビリティ関連の報告規則及び基準の概要](#)
- [比較の概要](#)
- [詳細比較](#)
- [結論](#)
- [その他のリソース](#)
- [連絡先](#)

# 重大なサステナビリティ関連報告要求事項の比較

## 背景

長年にわたる自主的な報告の後、世界中のさまざまな規制当局や基準設定主体が、特定のサステナビリティ関連情報の開示要求を確立しました。最も重大な（significant）サステナビリティ関連の報告規制と基準は、米国の SEC とカリフォルニア州<sup>1</sup>、EU の [企業サステナビリティ報告指令](#)（CSRD）および IFRS 財団の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって確立されたものです。SEC が現在一時停止している気候規則に対する法的抗弁を撤回したことや、欧州委員会（EC）が提案したオムニバス法案により、CSRD および他の EU サステナビリティ報告規制の一部の報告要求事項を延期し、改訂する可能性があるなど、状況は急速に変化しています。

本稿は、これらの組織によって発行された主要なサステナビリティ関連の開示要求を要約し、比較しています。これは、複数の規制フレームワークの下で報告しなければならない可能性のある米国を拠点とする企業や、SEC の気候開示規則や CSRD の適用準備企業および、他のサステナビリティ開示の要求事項（例：カリフォルニア州や ISSB によって発行されたもの）適用の際にこれらの準備を活用する方法を理解しようとする企業の助けとなることを目的としています。各規制の開示要求の全てを要約または分析していませんが、ここではそれらの主な類似点と相違点に焦点を当てています。さまざまなフレームワークの下での開示要求が共通していたとしても、ある規制の下で会社が提供する情報が、必ずしも他の規制における開示としては十分とみなされない可能性があることに注意してください。したがって、企業は報告が求められるそれぞれのフレームワークにおける特定の義務を満たしているかどうかを評価しなければなりません。さらに、特

<sup>1</sup> 他のアメリカの州も、企業に対してサステナビリティ関連の開示を要求することとなる法律を検討しています。

定の基準設定主体は、企業が複数のフレームワークの下で開示を準備するためのガイダンスを発行しています。

たとえば、ISSB、EC および EFRAG が共同で発行した[相互運用可能性 \(interoperability\) ガイダンス](#)は、CSRD と ISSB の要求事項間の相互作用を要約しています (EC が提案したオムニバス法案によって CSRD が変更された結果、このガイダンスを更新する必要があります (以下の [CSRD 要求事項](#) セクションを参照) )。これらのフレームワークについて詳しく議論している Deloitte の出版物へのリンクについては、[その他のリソース](#) セクションを参照してください。

## サステナビリティ関連の報告規制および基準の概要

SEC の気候開示規則、カリフォルニア州の気候関連法、CSRD および ISSB 基準 (総称して「規制および基準」) は、以下に簡潔に要約されています。これらの規制と基準は、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) <sup>2</sup> における検討を種々取り入れています。TCFD による [提言](#) は気候関連のリスクおよび機会に関する任意の報告において広く使用されています。

TCFD による提言は、(1) ガバナンス、(2) 戦略、(3) リスク管理、(4) 指標と目標の 4 つのコア要素で構成されています。本稿で取り上げられている規制と基準は、これらの 4 つのコア要素に関連する開示要求を反映しています。温室効果ガス (GHG) 排出量の報告に関しては、各規制当局および基準設定主体は [GHG プロトコル](#) を参照しており、これは GHG 排出量の開示に関する広く適用されている基準とガイダンスを提供しています。

## SEC 気候開示規則

2024 年 3 月 6 日、SEC は [最終規則](#) <sup>3</sup> を発行し、登録企業に対して、年次報告書や新規株式公開のための登録書を含む財務諸表の内外で気候開示を提供することを求めました。しかし、2024 年 4 月 4 日、SEC は最終規則の発効日を自主的に [延期](#) し、第 8 巡回控訴裁判所による異議申し立ての司法審査を待つことになりました。2025 年 3 月 27 日、SEC は最終規則に対する法的抗弁を [撤回](#) することを決議しました。2025 年 4 月 24 日、裁判所は訴訟を停止する命令を出し、SEC に対して規制を見直すか再検討するかを示す状況報告書を 90 日以内に提供するよう指示しました。本稿執筆時点では、訴訟がどのように進展するか、また SEC が規則を修正または撤回するかどうかは不明です。しかし、(1) 現在の SEC 委員長が 2022 年に最終規則の合法性に疑問を呈する [意見記事](#) を共著したこと、(2) 他の 3 人の現職 SEC 委員のうち 2 人が最終規則の発行に反対票を投じたことを考えると、裁判所が規則を支持したとしても、または訴訟が取り下げられたとしても、最終規則が現在の形で継続する可能性は低いです。

## カリフォルニア州気候関連法

2023 年 10 月 7 日、カリフォルニア州知事ギャビン・ニューサムは、カリフォルニア州でさまざまな事業活動を行う特定の公開および非公開米国企業に対して、GHG 排出量、気候関連財務リスク、自主的カーボンオフセット (VCOs) <sup>4</sup>、および特定の気候関連の排出要求に関する開示を求める 2 つの州上院法案と 1 つの州議会法案に署名しました。2 つの州上院法案、[SB-253](#) <sup>5</sup> および [SB-261](#) <sup>6</sup> は、米国における GHG 排出量および気候リスクについて企業報告を義務付ける、業界にとらわれない汎用的な米国の規制を確立しています。これらの法案の一部の要求事項は、その後、2024 年 9 月 27 日に法律として署名された [SB-219](#) <sup>7</sup> によって改正されました。本稿は、SB-253 および SB-261 の主要な要求事項を、SB-219 によって改正された形で要約しています。

州下院法案 [AB-1305](#) <sup>8</sup> は、カリフォルニア州内で VCO を販売またはマーケティングする米国および国際的な企業、ならびにカリフォルニア州で事業を行い、特定の気候関連の排出ガスに関する訴訟企業 (VCO

<sup>2</sup> 2023 年 10 月 12 日、TCFD はその使命を果たし解散しました。金融安定理事会は、2024 年以降、TCFD から気候関連開示の進捗を監視する責任を IFRS 財団に移管しました。

<sup>3</sup> SEC 最終規則リリース No. 33-11275「投資家向け気候関連開示の強化と標準化」

<sup>4</sup> 州議会法案では、VCO を「州内で販売またはマーケティングされている、『GHG 排出量オフセット』や『自発的排出削減』、『リテールオフセット』などと称する製品であり、その製品が大気中の GHG の量の削減を表すまたは対応するもの、もしくは通常ならば排出されていた GHG の排出を防ぐもの」と定義しています。

<sup>5</sup> SB-253「企業気候データ説明責任法」

<sup>6</sup> SB-261「気候関連財務リスク法」

<sup>7</sup> SB-219「気候企業説明責任法：気候関連財務リスク。」

<sup>8</sup> AB-1305「自主的炭素市場開示」

を購入または使用するかどうかにかかわらず) に対する要求事項を確立しています。AB-1305 の要求事項は、本稿で取り上げられている他の規制や基準とは比較できないため、以下の比較概要には含まれていません。AB-1305 に関する Deloitte の出版物へのリンクについては、[その他のリソース](#) セクションを参照してください。

## CSRD の要求事項

EU 理事会は、GHG 排出量の削減、サステナビリティイニシアチブへの直接投資、研究とイノベーションへの投資、ヨーロッパの自然環境の保全を目的とした一連のイニシアチブである[欧州グリーンディール](#)を支援するために CSRD<sup>9</sup>を採択 (2023 年 1 月発効) しました。EU の各加盟国は、2024 年 7 月までに CSRD を各国法に法制化し、それを遵守するために必要な規制および行政規定を制定することが求められました。しかし、本稿執筆時点では、すべての EU 加盟国がこのプロセスを完了しているわけではありません。CSRD の採択後、EU 加盟国は特定のローカルの要求事項を追加で含めることができます。

CSRD は、[欧州サステナビリティ報告基準](#)<sup>10</sup> (ESRS) に基づいて報告することを企業に求めています。ESRS は、2023 年 7 月に EC によって採択され、2023 年 12 月に EU 官報で公表されました。EFRAG によって起草された ESRS は、CSRD の対象企業によって適用されなければなりません。<sup>11</sup>

2025 年 2 月 26 日、EC は、現在の CSRD、[EU タクソミー](#) (EUT)<sup>12</sup> および [企業サステナビリティデューデリジェンス指令](#) (CSDDD) の適用対象企業に対し、サステナビリティ報告およびデューデリジェンスの要求事項を大幅に削減することを目的としたオムニバスプロポーザルパッケージを発表しました。具体的には、以下の通りとなります：

- [オムニバス I — COM \(2025\) 80](#)<sup>13</sup> (「オムニバス I」) は、(1) CSRD の報告義務適用開始を、wave 2 および wave 3 に分類される企業について 2 年間延期し ([CSRD の発効日についての議論](#) は以下を参照)、(2) CSDDD の移行期限および適用を延期します。オムニバス I は 2025 年 4 月 17 日に発効し、EU 加盟国は 2025 年 12 月 31 日までにその要求事項を各国法に法制化しなければなりません。
- [オムニバス II — COM \(2025\) 81](#)<sup>14</sup> (「オムニバス II」) は、CSRD、EUT、および CSDDD の範囲と報告要求事項を改正します。オムニバス II の内容変更は、可能性のある改訂に関し現在市中協議が行われており、今後 EU の通常の立法手続きに従って欧州議会および EC に提出される予定であり、現時点では具体的な完了日は設定されていません。

以下の[詳細比較](#)セクションには、CSRD の当初の要求事項およびオムニバス法案に基づく既知の主要な変更についての議論が含まれています。オムニバス法案に関する詳細情報については、Deloitte の 2025 年 3 月 7 日の [Heads Up](#) を参照し、今後の更新にご注目ください。

## ISSB 基準

IFRS 財団は、投資家にとってのサステナビリティ情報の意思決定の有用性を高めることができる一貫性があり比較可能な開示要求の開発、作成者の報告負担を軽減することで、グローバルな気候関連ガイダンスの整合性と相互運用可能性の向上を目的として、ISSB を設立しました。2023 年 6 月、ISSB は最初の 2 つの基準、[IFRS S1 号](#)<sup>15</sup> および [IFRS S2 号](#)<sup>16</sup> を発行しました。ISSB は 2024 年 5 月に、「国内総生

<sup>9</sup> 欧州議会および理事会指令 (EU) 2022/2464。

<sup>10</sup> サステナビリティ報告基準に関する欧州議会・理事会指令 2013/34/EU を補足する 2023 年 7 月 31 日付欧州委員会委任規則 (EU) 2023/2772。

<sup>11</sup> CSRD は、EC によって同等と見なされる基準に基づく報告も可能ですが、本稿執筆時点では、他の基準は同等と見なされていません。さらに、中小企業 (SMEs) 向けの任意のサステナビリティ報告および EU 域外企業のための特定の ESRS が EC によって採用されることが予定されています。

<sup>12</sup> 持続可能な投資を促進するための枠組みに関する 2020 年 6 月 18 日付欧州議会・理事会規則 (EU) 2020/852、および改正規則 (EU) 2019/2088。

<sup>13</sup> 2025 年 4 月 14 日付欧州議会・理事会指令 (EU) 2025/794、改正指令 (EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760 に関する加盟国が適用すべき特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンス要求事項に関する日付。

<sup>14</sup> 特定の企業サステナビリティ報告およびデューデリジェンス要求事項に関する 2006/43/EC、2013/34/EU、(EU) 2022/2464 および (EU) 2024/1760 の欧州議会・理事会改正指令案。

<sup>15</sup> IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」

<sup>16</sup> IFRS S2 号「気候関連開示」

産（GDP）ベースで世界経済の半分以上を占める法域は、『ISSB 基準』を使用する、またはサステナビリティ開示基準を ISSB の基準と完全に整合させるための措置を発表した」と報告しました。これらの法域には、オーストラリア、中国、ブラジル、カナダ、日本、メキシコ、イギリスなどが含まれます。2023 年 7 月の [メディアリリース](#)において、証券監督者国際機構（IOSCO）は ISSB 基準を支持し、世界の金融市場の 95%以上を規制する加盟国・地域に対して、「管轄権の範囲内で ISSB 基準を採用、適用、またはその他の方法で参考にする可能性があるか」の方法を検討するよう奨励しました。IFRS 財団は、ISSB 基準の採用に向けた法域の進捗を追跡するために、進行中および終了した[法域のサステナビリティ市中協議](#)のリストを更新しています。Deloitte も [IFRS サステナビリティ開示基準の国・地域別採用状況（英語のみ）](#)を更新しています。

## 比較の概要

以下の表は、規制と基準の主要な側面を要約し、重複しているが必ずしも同等ではない要求事項を強調しています（表の記号の説明については、表の下の[説明文](#)を参照してください）。[詳細比較](#)セクションでは、これらの要求事項に関する追加情報を提供しています。

	SEC 気候開示規則 <sup>17</sup>	カリフォルニア州気候関連法 <sup>18</sup>	CSRD <sup>19</sup>	ISSB 基準
<b>範囲、発効日、および重要性（materiality）</b>				
<a href="#">範囲－対象企業</a>	公開 SEC 登録企業	米国を拠点とする公開および非公開企業ならびにカリフォルニア州でビジネスを行う企業（一定の基準を満たす非米国企業の米国拠点子会社	EU 域内の公開および非公開企業または EU に上場している EU 域外企業の子会社や支店を含む）	法域の規則に従う（または任意適用）
<a href="#">範囲－開示の種類</a>				
気候関連開示	✓	✓	✓	✓
非気候関連開示 （例：他のサステナビリティトピックに関するもの）			✓	✓

<sup>17</sup>現在停止されている SEC の気候開示規則の要求事項について本稿は述べていて、また SEC はその規則の法的抗弁を撤回しましたが、登録企業は、サステナビリティ事項に関する他の関連する SEC ガイダンスを認識しておくべきです（例えば、Regulation S-K、項目 101 は、企業の人的資源に関する重要な情報の開示が要求され、Regulation S-K、項目 105 は、企業への投資を投機的またはリスクの高いものとする重要な要因の開示情報が要求され、例えば環境リスク要因が含まれます）。

<sup>18</sup>比較されたトピックは、SB-219 によって改正された、SB-253 および SB-261 の要求事項を反映しており、AB-1305 のガイダンスは含まれていません。カリフォルニア州上院法案の具体的な報告要求事項については、[詳細比較](#)セクションを参照してください。

<sup>19</sup>CSRD の要求事項には ERS の要求事項が含まれており、どちらもオムニバス法案によって影響を受ける可能性があります。[詳細比較](#)セクションには、CSRD の元の要求事項とオムニバス法案における要求事項についての議論が含まれています。ただし、ESRS と EUT は現在、改訂の可能性に関する市中協議を実施しており、現時点では特定の簡素化の取り組みについては不明であることに留意してください。

(表の続き)

	SEC 気候開示 規則 <sup>17</sup>	カリフォルニア州 気候関連法 <sup>18</sup>	CSRD <sup>19</sup>	ISSB 基準
<b>範囲、発効日、および重要性（続き）</b>				
<u>発効日 （報告初年度）</u>	2025 年情報から 開始（2026 年期 限） <sup>20</sup>	SB-253：2025 年 情報（2026 年期 限） SB-261：初回の隔 年報告書の提出期 限は 2026 年 1 月 1 日	企業の構造や規模 に応じて、2024 年 の情報から開始 （2025 年期限）	2024 年 1 月 1 日 より施行（ただし、 法域の規則に基づ く）
<u>重要性 （materiality）</u>	財務マテリアリティ	SB-253：指定なし SB-261：財務マテ リアリティ	ダブル・マテリアリティ	財務マテリアリティ
<b>気候関連開示要求</b>				
<u>気候関連のリスク および機会</u>	リスクのみ	リスクのみ	インパクト、リスク および機会（IRO）	リスクおよび機会
<u>TCFD に準拠した 開示</u>				
ガバナンス	✓	✓	✓	✓
戦略	✓	✓	✓	✓
リスクマネジメント	✓	✓	✓	✓
シナリオ分析	✓	✓	✓	!
目標および目的	✓	✓	✓	✓
<u>GHG 排出量</u>				
スコープ 1 および スコープ 2 GHG 排出量	✓	✓	✓	✓
組織境界	ポリシーチョイス	ポリシーチョイス	財務支配力と 追加の考慮事項	ポリシーチョイス
カーボンオフセット の取り扱い	✓	✓	✓	✓
スコープ 3 GHG 排 出量		✓	✓	✓
GHG 排出量原 単位の開示			✓	
<u>気候関連の財務的 影響</u>	✓	✓	✓	✓
<u>産業またはセクター 別情報</u>			!	✓

<sup>20</sup> SEC は、司法審査を待つ間、最終規則の発効日（2024 年 5 月 28 日）を自主的に延期し、この規則に対する法的抗弁を撤回しました。

(表の続き)

	SEC 気候開示 規則 <sup>17</sup>	カリフォルニア州 気候関連法 <sup>18</sup>	CSRD <sup>19</sup>	ISSB 基準
<b>その他の要求事項</b>				
<u>開示場所</u>	SEC に提出された登録届出書および年次報告書	デジタルプラットフォームまたは企業のウェブサイト	年次報告書内のマネジメントレポートの専用セクション <sup>21</sup>	一般目的財務報告書（各国法域の規則に従う）
<u>比較情報（移行措置後）</u>	✓		✓	✓
<u>保証の要求</u>	✓	!	✓	?
<p>✓ 規制または基準に含まれる。</p> <p>! 含まれているが、<a href="#">詳細比較</a>セクションで議論されている考慮事項を参照する。</p> <p>? 法域の規則によって決定される。</p>				

## 詳細比較

以下の表は、前のセクションで要約された規制および基準に関連する要求事項の追加の詳細を比較しています。

## 範囲、発効日および重要性（materiality）

### 範囲

#### 影響を受ける企業

SEC 気候開示規則 (保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照)	すべての米国国内および外国登録企業が影響を受けますが、資産担保証券発行者および様式 40-F 提出者は除きます。開示は、Regulation S-X、Rule 3-05（重要な買収対象企業）または Regulation S-X、Rule 3-09（重要な投資先）に基づいて作成された財務諸表には要求されていません。ただし、企業がすでにそのような開示の対象である場合を除きます。
カリフォルニア州気候 関連法	SB-253 および SB-261 は、カリフォルニア州で事業を行い、法案で定義された年間総売上高の閾値を超える米国の公開および非公開企業（および米国外企業の米国を拠点とする子会社）に適用されます。カリフォルニア州で事業を行う年間総売上高が 5 億ドルを超える企業（「対象企業」）は、SB-261 に準拠する必要があります。カリフォルニア州で事業を行う年間総売上高が 10 億ドルを超える企業（「報告企業」）は、SB-253 に準拠する必要があります。
CSRD	CSRD の範囲は、一般に、企業の従業員数、総売上高（収益）、および総資産によります。CSRD の範囲は以下のとおりです： <ul style="list-style-type: none"> <li>EU 上場企業（EU 規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する EU 域外企業を含む）および EU に拠点を置く非公開企業。</li> <li>米国およびその他のグローバル多国籍企業を含む、EU 域外の親会社の EU 子会社または支店。CSRD は、範囲内の EU 子会社または支店に、EU 子会社に関する情報に加えて、EU 域外の親会社およびそのグローバルな運営に関する情報を報告することを要求しています。</li> </ul>
ISSB 基準	基準は、それを採用した法域またはそれに自主的に準拠する企業に適用されます。

<sup>21</sup> CSRD は、EU 域外の親会社がその統合サステナビリティ報告書内で要求された情報を開示することを認めています。

## 開示の種類（気候対非気候）

SEC 気候開示規則 企業は気候関連事項のみの開示が要求されています。  
（保留中;[上記](#)のステータスを参照）

カリフォルニア州気候関連法 企業は気候関連事項のみの開示が要求されています。

CSRD ESRs の 1st セットは、すべてのセクターに適用され、CSRD で指定されたサステナビリティ事項を対象とする 12 の基準が含まれています。[ESRS 1 号](#)<sup>22</sup>は開示の原則と全般要求事項を定めており、[ESRS 2 号](#)<sup>23</sup>は重要性に関係なく企業に適用される開示要求を定めています。残りの 10 の基準はトピック別で、さまざまな環境（気候を含む）、社会、およびガバナンス事項を扱っています。Omnibus II の一部として、ESRS 要求事項は変更される可能性があります。EC は、EU 域外企業向けの報告基準および中小企業向けの任意の基準を、委任法により採用することが期待されています。

ISSB 基準 IFRS S1 号は、すべてのサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を報告するための原則及び全般的な要求事項を定めています。IFRS S2 号は、気候関連のリスクおよび機会に関する情報を開示するために要求事項を定めています。ISSB は、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が発行した基準を活用した産業別の要求事項を含む、気候以外のサステナビリティ関連事項についての要求事項のさらなる報告要求を開発する作業計画に着手しました。

## 発効日

SEC 気候開示規則 SEC は、最終規則の発効日（2024 年 5 月 28 日）を自主的に保留し、司法審査を待っており、規則の法的抗弁を撤回しました。元の発効日に基づけば、年度末が暦年の登録企業の場合、下記より開始する年度から遵守が要求されています：

- 大規模早期提出会社 — 2025 年 1 月 1 日。
- 早期提出会社（小規模報告企業『SRC』および新興成長企業『EGC』を除く） — 2026 年 1 月 1 日。
- 早期提出企業以外の企業、SRC および EGC — 2027 年 1 月 1 日。

規則の移行規定に従い、特定の開示情報および保証要求事項は後に段階的に導入され、登録企業の種類によっては適用されないものもあります。詳細については、[その他のリソース](#)セクションをご覧ください。

カリフォルニア州気候関連法 SB-253 では、企業は 2026 年にカリフォルニア州大気資源局（CARB）によって決定される日付までに、スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量を報告します。2026 年に提出される企業の報告書には、2025 年の GHG 排出量データが含まれます。企業は、CARB が定めるスケジュールに従い、2026 年の GHG 排出量データに基づき、2027 年にスコープ 3 の GHG 排出量の報告を開始します。SB-261 では、企業は 2026 年 1 月 1 日までに、それ以降は 2 年ごとに、気候関連財務リスクの報告書をウェブサイトに掲載する必要があります。この報告書には、企業が期限に間に合わせるために使用する必要がある直近の会計年度に関する情報が含まれている必要があります（例：年度末が暦年の企業は、2026 年 1 月 1 日の期限を遵守するため、2024 年 12 月 31 日時点の報告書を作成することができます）。

<sup>22</sup> ESRs 1 号、全般的な要求事項。

<sup>23</sup> ESRs 2 号、全般的な開示事項。

CSRD	<p>企業の CSRD 適用日は、その構造と規模によって異なります。したがって、CSRD は以下に開始する事業年度から発効となります：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 2024 年 1 月 1 日から、EU 規制市場に上場している EU 域外大規模企業（例：500 人超の従業員を持つ米国拠点の企業）を含む、500 人超の従業員を持つ大規模な公益事業体。これらの企業は一般的に EU 非財務報告指令（NFRD）の対象です（「wave 1」）。</li><li>• 2025 年 1 月 1 日から、2024 年度に報告対象の企業を除く、すべての大規模企業<sup>24</sup>および EU 規制市場に上場している EU 域外大規模企業（「wave 2」; Omnibus I により発効日は 2 年延期となります）。</li><li>• 2026 年 1 月 1 日から、EU 規制市場に上場している EU 域外上場中小企業<sup>25</sup>（「wave 3」; Omnibus I により発効日は 2 年延期となります）。</li><li>• 2028 年 1 月 1 日から、過去 2 会計年度のそれぞれにおいて、EU 域内の純売上高が 1 億 5000 万ユーロを超える場合で、以下のいずれかを有する EU 域外企業：<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 少なくとも 1 つの大規模企業。</li><li>◦ EU 規制市場に上場している中小企業の子会社。</li><li>◦ 純売上高が 40 百万ユーロ超の EU の支店（「wave 4」）。</li></ul></li></ul> <p>さらに、ESRS の特定の開示要求はすべての企業に段階的に導入されますが、一部の段階的導入は企業の規模によります。Omnibus I の報告延期に加えて、Omnibus II は（1）wave 1～3 の範囲を簡素化し、従業員 1000 人超の「大規模企業」<sup>26</sup>を含めることで wave 3 を排除し、（2）wave 4 の閾値を EU 域内の純売上高が 450 百万ユーロおよび EU 域内の支店による純売上高が 50 百万ユーロに引き上げます。</p>
ISSB 基準	<p>IFRS S1 号および IFRS S2 号は、2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から発効となりますが、ISSB 基準を採用する法域の具体的な発効日は法域によって異なります。</p>

## 重要性 (materiality)

SEC 気候開示規則および ISSB 基準では、財務マテリアリティの概念が適用されますが、ESRS はインパクト・マテリアリティと財務マテリアリティの両方を含む「ダブル・マテリアリティ」のレンズを勧奨します。

SEC 気候開示規則 (保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照)	<p>重要性は、米国最高裁判所によって確立された定義に準拠します。すなわち、「合理的な投資家が証券を購入または売却するか、または投票方法を決定する際に重要であると考えられる可能性が高い場合、またはそのような合理的な投資家が開示情報の省略を、入手可能な情報の全体的な構成を大幅に変更したと考える可能性が高い場合、その事項は重要である」。さらに、重要性は事実と状況に基づいており、定性的および定量的要因を考慮に入れます。すべての開示は、企業の重要性評価の対象です。</p>
---	--

<sup>24</sup> 大規模な企業は、以下のうち少なくとも 2 つを満たす EU の企業です：（1）平均従業員数 250 人以上、（2）貸借対照表総額 25 百万ユーロ超、（3）純売上高 50 百万ユーロ超。

<sup>25</sup> 以下のうち少なくとも 2 つを満たす中小企業は、2028 年まで報告を 2 年間延期することを選択できます：（1）平均従業員数 11～250 人、（2）貸借対照表総額 45 万～25 百万ユーロ、（3）純売上高 90 万～50 百万ユーロ。それ以下の企業（例：従業員数が 11 人未満）は、零細企業と見なされ、CSRD の適用範囲外となります。

<sup>26</sup> 脚注 24 を参照してください。

(表の続き)

カリフォルニア州気候 関連法	SB-253 は重要性の概念に言及していません。 SB-261 も重要性の概念に言及していませんが、TCFD の提言に従って気候関連財務リスク報告を開示することを企業に要求しています。TCFD による提言では、「情報の重要性を判断する際、タスクフォースは、企業が財務報告に含まれる他の情報の重要性を判断する方法と一致して、気候関連問題の重要性を判断するべきであると考えています」 <sup>27</sup> と述べています。SB-261 は TCFD に言及していますが、ISSB 報告がこれらの要件を満たすと述べています。以下の ISSB 基準の議論を参照してください。
CSRD	ESRS は、企業が「ダブル・マテリアリティ」の概念を適用することを要求しています。このアプローチでは、サステナビリティ事項がインパクト・マテリアリティまたは財務マテリアリティ、あるいはその両方について以下の規準のいずれかを満たす場合、企業にとって重要性があるとなります： <ul style="list-style-type: none"><li>インパクト・マテリアリティ — ESRS 1 号のセクション 3.4 では「サステナビリティ事項は、短期、中期、長期において、企業が人や環境に与える重要性がある実際または潜在的な、正または負のインパクトに関連する場合、インパクトの観点から重要性がある」と述べています。これらのインパクトは、企業経営から発生し、バリューチェーン全体に及ぶ可能性があります。</li><li>財務マテリアリティ — ESRS 1 のセクション 3.5 では、「サステナビリティ事項は、企業に対して重要性がある財務的影響を与える、もしくは与えることが合理的に見込み得る場合、財務的観点から重要性がある」と述べています。</li></ul> すべての企業は、ESRS 1 号および ESRS 2 号の要求事項を適用しなければなりません。10 のトピック別 ESRS で要求される開示は、企業のダブル・マテリアリティ評価の対象です。企業が気候関連の IRO が重要性ないと判断した場合に要求される開示については、 <a href="#">気候関連のリスクおよび機会</a> のセクションを参照してください。オムニバス法案を発表する際、EC は「ダブル・マテリアリティ」の概念を維持する意図を確認しました。
ISSB 基準	企業は、その見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する重要性がある情報を開示しなければなりません。情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。すべての開示は、企業の重要性評価の対象です。 2024 年 11 月に、ISSB はサステナビリティ報告の文脈における重要性がある情報の特性を説明した <a href="#">教育的資料</a> を公表しました。

## 気候関連の開示要求

このセクションでは、規制および基準の下での気候関連の開示要求を比較します。これらはしばしば重複しています。

### 気候関連のリスクおよび機会

TCFD による提言に基づいて、規制および基準には、特定の例外を除き、気候関連のリスクおよび機会に関連する開示要求が含まれています。気候関連のリスクは、気候変動に伴う潜在的な負の影響を表しており、通常、物理的リスクまたは移行リスクのいずれかに分類されます。一方、気候関連の機会は、気候変動に適応または緩和する努力に関連する潜在的な正の影響を表します。

<sup>27</sup> TCFD による提言 33 ページより。

SEC 気候開示規則	企業は、重要性のある気候関連のリスクのみを開示することが要求されています。気候関連の機会（保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照）の開示は任意です。
カリフォルニア州気候関連法	SB-261 では、企業は、TCFD による提言またはそれに準ずる報告要求事項（ISSB 基準を含む）に従って、企業の重要性のある「気候関連財務リスク」を開示する報告書を作成し、ウェブサイトに掲載しなければなりません。SB-261 では気候関連の機会を開示を具体的に要求していませんが、TCFD による提言に基づく報告は、企業の気候関連のリスクおよび機会の開示を含むと期待されます。これは、カリフォルニア州が将来発行するガイダンスによって明確化される場合があります。
CSRD	企業は、気候関連の IRO を開示しなければなりません。企業が気候関連の IRO に重要性がないと判断し、ESRS E1 号で要求されるすべての開示を省略する場合、企業は気候変動に関連する重要性評価の結論を詳細に説明し、将来気候変動が重要性があると判断する可能性のある状況についての将来予測分析を提供しなければなりません。
ISSB 基準	IFRS S2 号は、企業が気候関連のリスクおよび機会に関する重要性がある情報を開示することを要求しています。

### TCFD に準拠した開示

気候関連のリスクおよび機会に関する情報を提供するために、規制および基準は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標に関連する TCFD 提言のコア・コンテンツをさまざまな程度で組み込んでいます。例えば、各規制および基準は、企業に以下を開示することを要求しています。

- 気候関連のリスクおよび機会の監督および管理における、企業のガバナンス機関（または複数機関）の役割。
- 気候関連のリスク（必要な場合には機会も）が企業の戦略、業績、および財務状況にどのように影響するか。これには企業に関する以下の詳細を含む。
  - 存在する場合、事業を低炭素経済へ移行するための移行計画。
  - 使用している場合、気候関連のリスクおよび機会のビジネスへの影響を評価するためのシナリオ分析。
- 特定された気候関連リスクの特定、評価、および対応を含む、企業の気候リスク管理プロセス。
- 企業の重要性がある気候関連の目標または目的（例：GHG 排出量削減目標）の詳細、および企業がそのような目標または目的をどのように達成しようとしているか。

さらに、規制および基準は、気候関連の指標に関連する開示要求を指定しており、その中で最も重大（significant）なのは GHG 排出量の開示です（詳細については、以下の [GHG 排出量](#) セクションをご参照ください）。

ただし、各規制および基準には、特定のユニークまたは排他的な TCFD に準拠した開示要求も含まれています。いくつかの重要（important）な考慮事項は以下に要約されています。

SEC 気候開示規則 (保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照)	<p>企業の戦略に関する開示において：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会が監督する事項は重要性があると推定されます。</li> <li>企業が気候関連リスクの文脈でビジネスを評価するためにシナリオ分析を使用し、そのリスクが合理的に重要性があるインパクトを与える可能性があると判断した場合、企業は各シナリオを説明しなければなりません。企業がシナリオ分析を使用しない場合、または結果に重要性がない場合、開示は要求されません。</li> </ul> <p>さらに、企業は、気候関連の目標または目的が、ビジネス、業績、または財務状況に重要性がある影響を与える場合、または合理的に重要性がある影響を与える可能性がある場合にのみ、それらに関する情報を開示しなければなりません。</p>
カリフォルニア州気候関連法	<p>カリフォルニア州の法案には、TCFD 提言のコア要素に関連する特定の開示要求は含まれていませんが、SB-261 の範囲内の企業は、TCFD フレームワーク（またはISSB 基準などの後継または同等の報告要求事項）に従って気候関連財務リスクを報告することが期待されています。報告書には、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標に関する開示が含まれると予想されます。TCFD 提言に従って、企業は、存在する場合には、排出削減目標に関連する移行計画の詳細、使用している場合にのみ、気候変動に対する戦略およびビジネスモデルのレジリエンス（気候レジリエンス）を評価するためのシナリオ分析の詳細を開示します。</p>
CSRD	<p>戦略に関する開示において、移行計画を策定していない企業は、移行計画を採用するかどうか、採用する場合はいつ採用するかを示す必要があります。さらに、企業は、気候レジリエンスを評価するために使用される場合にのみ、シナリオ分析の詳細を開示しなければなりません。</p>
ISSB 基準	<p>企業の戦略に関する開示には、気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の使用に関する議論が含まれていなければなりません。</p>

## GHG 排出量

カリフォルニア州の SB-253、CSRD および ISSB 基準は、企業が GHG 排出量を報告する際に GHG プロトコルの原則、基準、およびガイダンスを考慮することを要求しています。SEC 気候開示規則は、企業が GHG 排出量を計算するために特定の方法を使用することを要求していませんが、GHG プロトコルへの参照を含んでいます。これらの規則と基準にはいくつかの類似点がありますが、要求される GHG 開示の性質も異なります。

上記の [気候関連のリスクおよび機会](#) のセクションで述べたように、カリフォルニア州の SB-261 は、企業が TCFD 提言、または（ISSB 基準を含む）後継または同等の報告要求事項に従ってそのリスクを開示する気候関連の財務リスク報告書を準備することを要求しています。TCFD 提言と ISSB 基準の両方は、企業が GHG 排出量を開示することを要求しているため、SB-261 の対象となる企業は、SB-253 の要求事項の対象でない場合でも GHG 排出量を報告する必要があるかもしれません。これは、カリフォルニア州が発行する将来のガイダンスによって明確にされる可能性があります。以下の表では、SB-253 の要求事項（GHG 排出量報告に関するもの）についてのみ説明しており、SB-261 については説明していません。

GHG プロトコルに関する追加情報と包括的なガイダンスについては、組織境界および活動境界の概念に関する議論を含め、[その他のリソース](#) セクションをご参照ください。

---

## スコープ1およびスコープ2のGHG排出量

SEC 気候開示規則 (保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照)	大規模早期提出企業および早期提出企業 (SRC および EGC を除く) は、開示情報が重要性がある場合、スコープ1およびスコープ2のGHG総排出量を二酸化炭素換算 (CO <sub>2</sub> e) のメトリックトンで個別に開示しなければなりません。早期提出企業以外の企業、SRC、およびEGCはこの要件から免除されます。規則はGHGプロトコルへの参照を含んでいますが、企業が適用することを要求していません。
カリフォルニア州気候 関連法	SB-253は、報告企業がGHGプロトコルに従ってスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示することを要求しています。
CSRD	企業は、GHGプロトコルの原則、要求事項およびガイダンスを考慮して、スコープ1およびスコープ2のGHG総排出量をCO <sub>2</sub> eのメトリックトンで個別に開示しなければなりません。
ISSB 基準	IFRS S2号では、企業がスコープ1およびスコープ2のGHG総排出量をCO <sub>2</sub> eのメトリックトンで個別に開示することが求められています。この排出量は、管轄当局や上場している取引所から異なるGHG排出量の測定方法を企業が求められていない限り、GHGプロトコルに従って測定されなければなりません。

---

## 組織境界

SEC 気候開示規則 (保留中; <a href="#">上記</a> のステータスを参照)	GHG排出量を測定する方法 (財務支配力 (financial control)、経営支配力 (operational control)、または持分割合 (equity share)) は規定されていませんが、企業は使用した測定方法を開示し、使用した組織境界と「連結財務諸表に含まれる企業および事業の範囲」から生じる重要性がある差異を説明しなければなりません。
カリフォルニア州気候 関連法	SB-253はGHG排出量を測定する方法を規定していませんが、GHGプロトコルに従ってGHG排出量を計算すべきであることを示しています。GHGプロトコルは、企業が財務支配力、経営支配力、または持分割合の連結アプローチのいずれを使用するかを選択し、GHG排出量を測定するための方針を確立し、一貫して適用することを認めています。
CSRD	ESRS E1号は、企業が連結会計グループ (すなわち、連結財務諸表と同一の組織境界) のGHG排出量を計算するために財務支配力アプローチを使用することを要求しています。経営支配力アプローチは、報告企業が財務支配力を持たない他のすべての企業、資産、およびサイト (関連会社、ジョイントベンチャー、または非連結子会社を含む) にも適用する必要があります。
ISSB 基準	IFRS S2号では、企業がGHGプロトコル (財務支配力、経営支配力、または持分割合) に従ったGHG排出量の測定方法を使用することができます。ただし、IFRS S2号は、企業が使用した方法を開示し、連結会計グループと連結会計グループから除外された他の投資先との間で排出量を個別に分解することを要求しています。

---

## カーボンオフセットの取り扱い

SEC 気候開示規則 カーボンオフセットは GHG 排出量計算および開示から除外しなければなりません（保留中;[上記](#)のステータスを参照）のステータスを参照）の開示を含めることが求められます（以下の[気候関連の財務影響](#)セクションをご参照ください）。

カリフォルニア州気候関連法 SB-253 は、報告企業が GHG プロトコルに従って GHG 排出量を開示することを要求しています。したがって、企業は GHG 取引（許可（allowances）、オフセットおよびクレジットの購入または販売）を企業の GHG 排出量計算とは別に独立して報告しなければなりません（すなわち、グロス排出量の表示）。

CSRD 企業は、使用する場合、カーボンオフセットに関する情報を個別に開示することが求められます。ただし、カーボンオフセットは GHG 排出量の計算および開示から除外されなければなりません（すなわち、グロス排出量の表示）。

ISSB 基準 IFRS S2 号は、一般目的財務報告の利用者が、企業がネット GHG 排出量目標を達成するためにカーボンオフセットにどの程度依存しているかを理解できるようにするため、企業が設定した、または法律または規制により満たすことを求められているネット GHG 排出量目標を達成するために計画しているカーボンオフセットの使用を開示することを要求しています。さらに、カーボンオフセットは GHG 排出量の計算および開示から除外しなければなりません（すなわち、グロス排出量の表示）。

---

## スコープ 3 の GHG 排出量

SEC 気候開示規則 スコープ 3 の GHG 排出量の開示は要求されていません。（保留中;[上記](#)のステータスを参照）

カリフォルニア州気候関連法 SB-253 は、GHG プロトコルに従ってスコープ 3 の GHG 排出量を開示することを要求しています。

CSRD 企業は、(1) GHG プロトコルに記載されているカテゴリに従い、重大な（significant）スコープ 3 カテゴリを含む、CO<sub>2</sub>e メトリックトンでの総グロススコープ 3 の GHG 排出量、および (2) 重大なカテゴリごとに分解された排出量を開示することが求められます。

ISSB 基準 IFRS S2 号は、企業が、GHG プロトコルに記載されているカテゴリに従った、算定に含まれる Scope 3 カテゴリを含む、CO<sub>2</sub>e メトリックトンでの総グロススコープ 3 の GHG 排出量を開示することを要求しています。さらに、IFRS S2 号は、企業の活動が資産管理、商業銀行業務、または保険を含む場合、企業のカテゴリ 15 の GHG 排出量または投資に関連する排出（ファイナンス・エミッション）に関する追加情報、および重要性がある情報が不明瞭とならないようにするために必要な追加情報を開示することを要求しています（スコープ 3 に含まれる個別に重大な（significant）カテゴリに関する分解された情報を含む場合があります）。

## GHG 排出原単位の開示

SEC 気候開示規則 GHG 排出量原単位の開示は要求されていません。

(保留中; [上記](#)のステータスを参照)

カリフォルニア州気候関連法 GHG 排出量原単位の開示は要求されていません。

CSRD 企業は、スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 排出量を含む、純収益単位あたりの総 GHG 排出量を表す GHG 排出量原単位を開示しなければなりません。

ISSB 基準 GHG 排出量原単位の開示は要求されていません。

## 気候関連の財務的影響

SEC 気候開示規則、CSRD および ISSB 基準は、企業が財務諸表における気候関連事項の影響を開示することを要求しています。ただし、これらの規則および基準の下での開示の範囲と場所は異なります。

SEC 気候開示規則 企業は監査済財務諸表内で以下を開示しなければなりません。

- (保留中; [上記](#)のステータスを参照)
- 「ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、極端な気温、海面上昇」を含め、異常気象現象やその他の自然条件が財務諸表へ及ぼす一定の影響（規則で指定された特定の閾値に従います）。すべての異常気象現象またはその他の自然条件の影響は、気候変動によって引き起こされたか、部分的に引き起こされたかにかかわらず、この開示要求の対象となります。
  - カーボンオフセットが、企業の気候関連の目標または目的を達成するための計画において重要性がある要素である場合、カーボンオフセットに関する特定の財務情報および会計方針。
  - 異常気象現象、その他の自然条件、気候関連目標、または開示された移行計画が、財務諸表に反映された見積りおよび仮定にどのように影響を与えたか、与えた場合にはどのように与えたか。

監査済財務諸表の外で、この規則は企業が、(1) 気候関連リスクの緩和または適応、(2) 開示された移行計画、または (3) 開示された目標または目的、もしくはそれらの目標または目的を達成する、または進めるための行動による直接の結果として、重要性がある支出、および財務的見積りおよび仮定への重要性がある影響についての定量的および定性的な情報を開示することを要求しています。

カリフォルニア州気候 SB-261 は、企業が TCFD 提言に従って気候関連の財務リスク報告書を開示することを要求しています。SB-261 は気候関連の機会の開示を具体的に要求していませんが、TCFD フレームワークは、気候関連のリスクおよび機会が企業の財務パフォーマンスおよびポジションに与える実際および潜在的な影響の開示を推奨しています。

CSRD 企業は、マネジメントレポートの中で、特定された重要性があるリスクおよび機会が報告期間および短期、中期、長期にわたって財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローにどのように影響を与えるかを開示しなければなりません。さらに企業は、参照された資産、負債、および純収益金額と財務諸表の調整表を開示すべきです。

ISSB 基準 IFRS S2 号は、企業がサステナビリティ開示の中で、報告期間の企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローへの気候関連のリスクおよび機会の影響、および短期、中期、長期にわたる企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローへの予想される影響に関する情報を提供することを要求しています。

## 産業またはセクター固有の情報

---

SEC 気候開示規則 産業固有の開示は要求されていません。  
(保留中; [上記](#)のステータスを参照)

カリフォルニア州気候 産業固有の開示は要求されていません。  
関連法

CSRD 現在、ESRS には産業またはセクター固有の基準は含まれていません。EFRAG はそのような基準を発表する予定でしたが ([EFRAG のセクター固有の ESRS](#) ワークストリームをご参照ください)、Omnibus II はそれらの要求事項を削除する予定です。

ISSB 基準 IFRS S2 号は、企業が特定のビジネスモデル、活動、または産業への参加を特徴付ける他の共通の特徴に関連する産業ベースの指標を開示することを要求しています。ISSB は、(ISSB が管理している) SASB が発行した基準に基づいた、IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンスも公表しています。企業は、産業に関連する気候関連のリスクおよび機会に関する重要性がある情報を特定し、開示する際にそのようなガイダンスを考慮しなければなりません。産業別ガイダンスは追加の開示要求を設定するものではありません。

## その他の要求事項

### 開示場所

---

SEC 気候開示規則 スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量以外の年次開示は、米国登録企業は (保留中; [上記](#)のステータスを参照) 登録届出書および Form 10-K の年次報告書で、外国登録企業 (FPI) は Form 20-F で、元の提出時に提供されなければならない、特定の情報は監査済財務諸表に提示されなければなりません。米国登録企業は、年次 GHG 排出量開示を、  
(1) 排出量開示が関連する年の後の年次期間の第 2 四半期の Form 10-Q、または (2) 第 2 四半期の Form 10-Q の期限までに Form 10-K を修正することにより提供することができます。FPI は、会計年度の終了後 225 日以内に Form 20-F の年次報告書の修正で GHG 排出量開示を提供することができます。さらに、企業は、要求される財務諸表の開示、および重要性がある支出と影響、GHG 排出量を含む財務諸表外で提供される開示を電子的にタグ付けしなければなりません。

カリフォルニア州気候 SB-253 は、報告企業がカリフォルニアの排出報告機関へ CARB によって構築されたデジタルプラットフォームを通じて年次開示を提供することを要求しています。SB-261 は、対象企業が 2 年ごとに提供する気候関連リスク報告書をウェブサイトで公開することを要求しています。

CSRD	<p>企業は、年次マネジメントレポートまたは連結マネジメントレポートの専用セクションでサステナビリティ事項に関する情報を提示しなければなりません。財務諸表における開示は要求されていません。マネジメントレポートは、関連する規制当局および EU 加盟国の要件に基づいて提出され、財務諸表と一緒に提出されなければなりません。</p> <p>CSRD の対象である EU に拠点を置く子会社を持つ EU 域外の親会社は、以下のサステナビリティ報告のオプションがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• グローバル連結報告書 — EU 域外の親会社が CSRD に従って連結サステナビリティ報告書を作成し、EU に拠点を置く子会社を免除します。この免除は、EU 規制市場に上場している大規模な子会社には許可されていません。</li><li>• 人工的に連結された報告書 — 2030 年 1 月 6 日まで利用可能で、このオプションは、企業の最大の EU 子会社が、CSRD の範囲内にあるすべての EU 子会社に関する情報を含む「人工的に」連結された報告書を作成することを許可します。</li><li>• 別々のサステナビリティ報告書 — CSRD の範囲内にある企業の EU 子会社のそれぞれが別々のサステナビリティ報告書を発行します。</li></ul> <p>情報の重複を避けるために、企業は特定の条件の下で、指定された場所への相互参照を提供することができます。これには、EU 子会社が EU 域外の親会社の CSRD に準拠した連結サステナビリティ報告書への相互参照が含まれます。CSRD はまた、企業がサステナビリティ・ステートメントを電子的にタグ付けすることを要求しています。</p>
ISSB 基準	<p>企業は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいて要求される情報を、一般目的財務報告パッケージの一部として開示しなければなりません。企業の開示は、関連する財務諸表と同時に提供され、同じ報告期間をカバーしなければなりません。ISSB 基準を採択する法域は、開示の場所に関連するより詳細な要求事項を設定することができます。</p> <p>企業は、サステナビリティ報告と同時かつ同条件で利用可能である限り、企業が公表する他の報告書に含まれている、ISSB 基準で要求される情報への相互参照を提供することができます。ISSB はまた、企業がサステナビリティ・ステートメントを電子的にタグ付けするために適用できる <a href="#">IFRS サステナビリティ開示タクソノミー</a> を公表しています。ISSB 基準を採択する法域は、電子タグ付けを義務付けることができます。</p>

## 比較情報

SEC 気候開示規則、ESRS および ISSB 基準は、企業が報告された前年の比較情報を開示することを要求していますが、企業は適用初年度に比較情報を省略することができます。カリフォルニア州気候関連法には、比較情報に関連する具体的な要求事項は含まれていません。

## 保証の要求

SEC 気候開示規則 要求される財務諸表開示は、適用初年度において（監査済財務諸表の一部として（保留中;[上記](#)のステ）合理的保証の対象となります。スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量開示は、大規模早期提出企業および早期提出企業（SRC および EGC を除く）に対して、それぞれ 2029 年および 2031 年から限定的保証の対象となります。スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量を報告する大規模早期提出企業（早期提出企業ではない）は、2033 年の会計年度から合理的保証の対象となります。非早期提出企業、SRC、および EGC は、スコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量の開示を求められていないため、限定的または合理的保証要件の対象にはなりません。

(表の続き)

カリフォルニア州気候 関連法	SB-253 の下では、スコープ 1 およびスコープ 2 の排出量に対して、報告初年度から限定的保証が求められ、2030 年からは合理的保証が求められます。2027 年 1 月 1 日までに、CARB はスコープ 3 排出量に対する保証要件を設定することができ、2030 年から限定的保証レベルで実施されます。SB-261 には、保証に関連する具体的な要件はありません。
CSRD	報告初年度から限定的保証が求められます。さらに、EC は、(1) 合理的保証への移行の可能性に対する実現可能性評価を実施し、(2) それぞれ 2026 年 10 月 1 日および 2028 年 10 月 1 日までに、限定的保証および（潜在的に）合理的保証に関連する基準を採択することを計画していました。しかし、Omnibus II は、合理的保証への移行のオプションを削除し、2026 年までにヨーロッパのサステナビリティ保証基準を導入する義務を削除することとなります。Omnibus II では、EC は 2026 年までに限定的保証業務中に実施すべき手続きを明確にするためのターゲットガイドラインを公表することを約束しています。保証は以下に関連して提供されるべきです。 <ul style="list-style-type: none"><li>• サステナビリティ・ステートメントの ESRS への準拠性<sup>28</sup></li><li>• ESRS に従って報告された情報を特定するために企業が実施したダブル・マテリアリティ評価プロセス</li><li>• サステナビリティ報告書を電子的にタグ付けする要求事項への準拠性</li><li>• EUT 規制第 8 条の報告要求事項への準拠性</li></ul>
ISSB 基準	独立した基準設定者として、ISSB は保証を義務付けることはできません。代わりに、ISSB 基準に基づいて作成された開示の保証の要求は、そのような基準を適用する際に関連する法域の規制機関によって設定されます。

## 結論

サステナビリティ関連の報告規制および基準の状況は急速に進化しています。本稿で議論されている規制および基準は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標といった TCFD 提言に根ざした共通のコンテンツを共有していますが、企業が開示を準備する際に対応しなければならない独自の要求事項も含んでいます。企業が 1 つ以上の報告基準および規制に準拠する準備を進める中で、それらの間の重大な類似点および相違点を理解することは、企業がさまざまなステークホルダーの期待に応える包括的かつ一貫した開示を提供しているかどうかを評価するのに役立ちます。

## その他のリソース

企業が気候関連開示へのアプローチを評価する際に役立つ、以下の追加の [Deloitte サステナビリティ報告リソース](#)があります。

- Heads Up ニュースレター:
  - [欧州委員会がサステナビリティ報告およびデューデリジェンス要件の削減を提案—米国企業への考慮事項](#)
  - [EU 企業サステナビリティ報告指令に関するよくある質問](#)
  - [EU の企業サステナビリティ報告指令に基づくダブル・マテリアリティ評価についての解説](#)
  - [カリフォルニア州気候関連法の広範な影響](#)
  - [カリフォルニア州気候関連法に関する最新情報 \(2024 年 10 月\)](#)

<sup>28</sup> Deloitte の 2024 年 10 月の [IGAAP in Focus](#) は、最近の開発を踏まえたサステナビリティ・ステートメントの作成に関連する影響を取り上げています。これには、EU 企業サステナビリティ報告規則の実施に関する EC の FAQ 案における質問 70 の公表が含まれており、保証は公正な表示を考慮すべきであることが示されています。

- [世界のサステナビリティ開示基準の統合：ISSB が IFRS S1 号および IFRS S2 号を最終化](#)
- [SEC の画期的な気候開示規則の包括的分析](#)
- 包括的なロードマップ:
  - [温室効果ガスプロトコル報告の考慮事項](#)
  - [環境義務および資産除去債務](#)

## 連絡先



**Eric Knachel**  
 Audit & Assurance  
 Partner  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 203 761 3625  
[eknachel@deloitte.com](mailto:eknachel@deloitte.com)



**Laura McCracken**  
 Audit & Assurance  
 Partner  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 212 653 5738  
[lamccracken@deloitte.com](mailto:lamccracken@deloitte.com)



**Kristen Sullivan**  
 Audit & Assurance  
 Partner  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 203 708 4593  
[ksullivan@deloitte.com](mailto:ksullivan@deloitte.com)



**Doug Rand**  
 Audit & Assurance  
 Managing Director  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 202 220 2754  
[dorand@deloitte.com](mailto:dorand@deloitte.com)



**Mark Strassler**  
 Audit & Assurance  
 Managing Director  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 415 783 6120  
[mstrassler@deloitte.com](mailto:mstrassler@deloitte.com)



**David Wrobbel**  
 Audit & Assurance  
 Senior Manager  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 702 893 4200  
[dwrobbel@deloitte.com](mailto:dwrobbel@deloitte.com)



**Cody Yettaw**  
 Audit & Assurance  
 Senior Manager  
 Deloitte & Touche LLP  
 +1 313 394 5505  
[cyyettaw@deloitte.com](mailto:cyyettaw@deloitte.com)

## Dbriefs for Financial Executives

We invite you to participate in [Dbriefs](#), Deloitte's live webcasts that give you valuable insights into important developments affecting your business. Topics covered in the [Dbriefs for Financial Executives](#) series include financial reporting, tax accounting, business strategy, governance, and risk. Dbriefs also provide a convenient and flexible way to earn CPE credit — right at your desk.

## Subscriptions

To subscribe to Dbriefs, or to receive accounting publications issued by Deloitte's Accounting and Reporting Services Department, please visit [My.Deloitte.com](http://My.Deloitte.com).

## The Deloitte Accounting Research Tool

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of accounting and financial disclosure literature. It contains material from the FASB, EITF, AICPA, PCAOB, and SEC, in addition to Deloitte's own accounting manuals and other interpretive guidance and publications.

Updated every business day, DART has an intuitive design and powerful search features that enable users to quickly locate information anytime, from any device and any browser. Users can also work seamlessly between their desktop and mobile device by downloading the DART by Deloitte [mobile app](#) from the App Store or Google Play. While much of the content on DART is available at no cost, subscribers have access to premium content, such as Deloitte's *FASB Accounting Standards Codification Manual*. DART subscribers and others can also [subscribe](#) to *Weekly Accounting Roundup*, which provides links to recent news articles, publications, and other additions to DART. For more information, or to sign up for a free 30-day trial of premium DART content, visit [dart.deloitte.com](http://dart.deloitte.com).



原文（英語）：[Sustainability Spotlight — Comparison of Significant Sustainability-Related Reporting Requirements](#)

注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301